

第69回長野市都市計画審議会議事録

日時：平成30年3月26日（月）
午後2時

場所：第一庁舎
7階第一委員会室

長野市都市整備部都市政策課

第 6 9 回 長野市都市計画審議会 次第

日 時 平成 3 0 年 3 月 2 6 日 (月) 午後 2 時

場 所 第一庁舎 7 階 第一・第二委員会室

1 開 会

2 長野市あいさつ

3 新任委員紹介

4 議 事

(1) 報告事項

長野都市計画下水道の変更について【市決定】

(2) 議案審議

議案第 1 号 長野都市計画用途地域の変更について【市決定】

議案第 2 号 長野市景観計画の改定について

5 そ の 他

6 閉 会

◎長野市都市計画審議会委員

- | | | |
|-----|-------|------------------------------|
| 1番 | 大上俊之 | (信州大学工学部土木工学科 教授) |
| 2番 | 松岡保正 | (長野工業高等専門学校名誉教授) |
| 3番 | 酒井美月 | (長野工業高等専門学校准教授) |
| 4番 | 勝田貴子 | (長野県司法書士会長野支部司法書士) |
| 5番 | 相野律子 | (長野県建築士会長野支部 女性委員会副委員長建築士) |
| 6番 | 田中清隆 | (長野市議会議員) |
| 7番 | 手塚秀樹 | (長野市議会議員) |
| 8番 | 山本晴信 | (長野市議会議員) |
| 9番 | 滝沢真一 | (長野市議会議員) |
| 10番 | 布目裕喜雄 | (長野市議会議員) |
| 11番 | 宮崎治夫 | (長野市議会議員) |
| 12番 | 岩野彰 | (長野商工会議所 副会頭) =欠席 |
| 13番 | 宮澤清志 | (長野市農業協同組合協議会 理事) =欠席 |
| 14番 | 中澤敏子 | (長野市民生児童委員協議会 副会長) |
| 15番 | 本間吉治 | (NPO法人ヒューマンネットながの 理事長) |
| 16番 | 西宮登喜男 | (長野市商工会 副会長) |
| 17番 | 吉見精太郎 | (国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 所長) =欠席 |
| 18番 | 竹内敏昭 | (長野県長野建設事務所 所長) =欠席 |
| 19番 | 油井英人 | (長野中央警察署 署長) =欠席 |
| 20番 | 小島誠 | (長野市農業委員会 会長) =欠席 |

◎説明のための出席者

都市整備部長	上 平	敏 久
都市政策課長	橋 本	和 巳
公園緑地課長	池 田	謙 司
公園緑地課長補佐	平 出	博 視
都市政策課長補佐	倉 澤	弘 昌

◎事務局出席者

都市政策課長補佐	横 田	武 弥
都市政策課係長	清 水	永 一
都市政策課係長	小 林	健一郎
都市政策課主査	小 林	明 徳
都市政策課技師	鈴 木	康 平
都市政策課主事	山 口	椎 菜

◎開会

○司会 皆様こんにちは。定刻となりましたので、第69回長野市都市計画審議会を開会いたします。私、本日の進行を務めます、都市政策課の横田と申します。以降、着座にて進めさせていただきますが、よろしく願いいたします。本日の審議会は、委員総数20名のうち、今のところ15名の出席をいただいております。過半数の出席がございますので、長野市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、会議が成立していることをご報告申し上げます。本日ご欠席の連絡をいただいている委員を報告いたします。岩野委員、宮澤委員、竹内委員、油井委員、小島委員の5名でございます。また、本日の会議は、公開となります。あらかじめご了承をお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。資料は、過日郵送でお届けしましたものと、本日机の上にお配りさせていただいたものがございます。まず、郵送でお届けしましたものは、次第と議案、資料1及び資料2-1、2-2でございます。本日机の上にお配りさせていただきましたものは、委員さんの名簿、参考資料として新信濃美術館のパンフレット、資料2-3景観計画の改定に係るパブリックコメント・意見結果、資料2-4 改定案に対する市民意見及び対応の内容。それと、もう一つ、事前資料でお送りいたしました資料2-2ですが、内容に修正がございますので、せっかくご覧いただいているにも関わらず大変申し訳ありませんが、差し替えをさせていただきたいと思っております。以上でございます。ご確認いただきまして、不足等がございましたらお申し出ください。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。まず、都市整備部長の上平からご挨拶を申し上げます。

◎長野市あいさつ

○事務局 皆さん、こんにちは。ご苦勞様でございます。都市整備部長の上平でございます。委員の皆様には年度末、行政機関の皆様には欠席もございますけれども、大変お忙しい中にも関わらずご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。本日の審議会でございますけれども、前回事前説明をさせていただきました城山公園噴水広場内に建設を予定しております信濃美術館の建設に伴う用途地域の変更の議案、それと本市の景観形成の指針ともなります景観計画の改定に関わります議案の2件を予定しております。委員の皆様には幅広いご意見をいただき、ご承認をいただきたいと思いますと思っております。

ます。よろしくお願いいたします。さて、本日のような用途地域の変更でございますけれども、かつては国土交通大臣の承認が必要な件でございました。当時は県と一緒に国交省の方に行きまして、説明をして承認をもらってきたというような経験がございます。それも毎年できるわけではなくて、5～6年に1回しか用途の変更というのはできなかった時代でありました。しかし、大幅に変わったのは平成11年の地方分権一括法の施行、それに伴います都市計画法の改定でありました。これによりまして、本審議会も従来は任意の審議会でしたが、都市計画法に定められます法定の都市計画審議会になりました。また、用途地域の変更につきましても市町村の都市計画という形に変わりました。住民の皆様とのコンセンサスを得た中で、住民の一番身近な行政であります市が、このような審議会でご意見を聞いて重心的かつ総合的な判断の中で、都市計画を変更することができるようになってきたわけでございます。その間、本日で69回目の審議会ということでございますけれども、18年が経ちまして、だいたい毎年4回の審議会を開催していただいているところでございます。お忙しい中、足をお運びいただき、ご意見をいただき、本当に感謝を申し上げます。こうして手続きが簡素化されたといえども、それ以上に市の責任は重いと感じております。今後も市の責務を十分に意識した上で、都市計画を進めてまいりたいと考えています。

ようやく春めいてきましたこの頃でございます。委員の皆様におかれましては、今後ともご健勝でますますご活躍をいただきますよう、ご祈念申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○司会 続きまして、新任委員さんのご紹介を都市政策課長の橋本から申し上げます。

○事務局 お世話様です。都市政策課長の橋本です。よろしくお願いいたします。私から関係行政機関の人事異動に伴い、新たに委員となられた方をご紹介します。お手元の委員名簿をご覧くださいと思います。長野中央警察署 署長 油井英人様でございます。先程ご案内させていただきましたが、本日は所用によりご欠席とのご連絡をいただいております。油井署長におかれましては、安全・安心なまちづくりの観点などから、本市の都市計画にお力添えを賜りたくお願いしたものでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○司会 ただ今ご紹介させていただきました油井委員さんの任期につきましては、本審議会条例第3条により、前任委員の残任期間となりまして、平成30年3月末ということでございますので、よろしくお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。審議会条例第6条第1項の規定に基づき、松岡会長に議長をお願いいたします。

◎議事

○議長 委員の皆様方には、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。次第のとおり本日の案件は、報告事項が1件、審議案件が2件となっております。皆様からご意見をいただきながら、実りある会議にしていきたいと存じますので、ご協力の程よろしく願いいたします。なお、本日の議事録署名人は、酒井委員さんと中澤委員さんお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、これより議事に入らせていただきます。まず（1）報告事項の長野都市計画下水道の変更につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 平成30年1月26日の長野市都市計画審議会において、審議された議案については、次のとおり処理されましたので、報告します。長野都市計画下水道の変更について {市決定} 平成30年3月16日 長野市告示 第108号 以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今事務局からご報告ありましたが、委員の皆様からご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、これは報告事項でございますので、このとおりでございます。続きまして（2）議案審議に入らせていただきます。まず、議案第1号 長野都市計画用途地域の変更につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 都市政策課課長補佐の倉澤と申します。長野都市計画用途地域の変更について、お手元の議案資料1に沿ってご説明いたします。それでは、説明に入らせていただきます。長野都市計画地域地区、用途地域の変更、決定権者は長野市でございます。本件は、城山公園再整備、及び長野県立信濃美術館の建て替えに伴い、都市計画法第8条1項に定められております用途地域を変更するものです。

用途地域とは、都市計画に定められる地域地区のひとつで、住居・商業・工業など市街地の土地利用を大枠で定めたもので、建築が可能な建物や建て方のルールを定めることにより、計画に応じた市街地内の環境の確保が可能となります。

次ページをご覧ください。図面は、長野都市計画に、現在定められている施設や地域地区等の位置を表示した都市計画総括図の一部でございます。図面中央赤枠で表示いたしております箇所が、今回変更のご審議をいただく箇所でございます。対象地区は、長野市箱清水1丁目、赤枠で囲んでおります、長野都市計画城山公園決定区域内の一角、約3.5ヘクタールの区域です。現在指定されている第1種低層住居専用地域を第2種住居地域に変更をするものです。

次ページをご覧ください。長野都市計画用途地域の決定案でございます。表中赤字で表示している箇所が、今回変更を予定している箇所です。第1種低層住居専用地域と第2種住居地域の面積が変更となります。変更内容については後程、新旧対照表にて説明いたします。

次ページをご覧ください。本計画変更における変更理由でございます。1 変更理由としまして、当該エリアは、都市計画公園（5・5・1城山公園）に決定され、市民の憩いの場と

して利用されており、園内には長野県立信濃美術館が立地し、文化・芸術の拠点としての機能を備えている。また、長野市都市計画マスタープランでは、広域的な文化・芸術・レクリエーション・防災機能が一体となった地域形成を進めることとしています。信濃美術館整備基本構想では、同館は新たなコンセプトのもと大幅な増床を伴う建て替えが計画されており、誰もが気軽に集い憩えるパブリックスペースが新たに設けられるなど、総合公園としての機能の拡充による地域住民の生活の質の向上が見込まれています。当該エリアにおいて、文化・芸術の拠点的な施設である長野県立信濃美術館と、観光・交流の拠点的な施設である善光寺が連携することで、回遊性の向上や広域的な集客に対応した都市空間の形成と都市公園の利用増進を目指し、県内の文化・芸術振興の拠点となる施設規模の美術館を建築するため、第一種低層住居地域から第二種住居地域へ変更するものでございます。

2 変更面積については、約3.5ヘクタールでございます。

城山公園及び信濃美術館の最終案については、議案資料説明の後、続けて担当課よりご説明いたします。

次ページをご覧ください。長野都市計画用途地域の変更計画図です。図面中央のオレンジ色で表示の区域が、今回変更対象となる区域です。箱清水1丁目地区、約3.5ヘクタールについて、第一種低層住居専用地域から第二種住居地域に変更となります。用途地域の変更に伴い、現状、容積率60%、建蔽率40%であったものが、容積率200%、建蔽率60%に緩和されます。また、第一種低層住居専用地域において10mに制限されていた建物の絶対高さに関する制限は削除されます。なお、該当地域に指定されている第一種風致地区の規制には変更がないため、風致地区及び建築基準法による建築物の形態規制については、現行と変更ありません。

次ページをご覧ください。今回の長野都市計画用途地域の変更による新旧対照表でございます。表中赤字で表示している箇所、上段が変更前、下段が変更後でございます。本変更により、第一種低層住居専用地域面積が約3ヘクタール減少し、合計1,088ヘクタール。第二種住居地域が約3ヘクタール増加し、合計267ヘクタールとなります。変更対象区域面積については3.5ヘクタールですが、決定図書の作成基準により10ヘクタールを超える区域面積については、ヘクタール単位で表示しております。

なお、当変更は現在指定されている、長野都市計画用途地域の指定地域内での用途種別の変更でございますので、指定面積合計の変更は伴いません。

次ページをご覧ください。変更計画図については、上段に変更前、下段に変更後を表示してあります。図面中央、赤枠で囲った範囲が変更対象となっておりますので、ご確認をお願いします。

次ページをご覧ください。最後になりますが、都市計画策定の経緯の概要についてご説明いたします。用途地域の変更につきましては、平成29年12月21日に長野県知事あてに事前協議を行い、本年1月5日了知した旨回答をいただいております。計画案に関する素案の閲覧

は、本年1月11日から2月7日まで、城山公園再整備計画案のパブリックコメントと同時に実施いたしました。また、1月20日には、城山公園再整備案の説明会と同時に城山公園に関連する地区の皆様に対し説明会を実施いたしました。説明会において、公園計画及び用途地域の変更について反対の意見はございませんでした。公聴会につきましては、素案の閲覧において公述の申し出がありませんでしたので、中止としました。

計画案については、平成30年2月27日より平成30年3月12日まで実施いたしました。閲覧者は1名おりましたが、意見書の提出はありませんでしたのでご報告いたします。都市計画法19条第3項に規定されます長野県知事協議については、平成30年2月19日に実施をし、3月19日に同意する旨回答をいただいております。

変更案につきましては、本日、都市計画審議会でご審議をいただいた後、本年4月1日付けの決定告示を目指しております。私からは以上でございます。引き続き城山公園及び信濃美術館の最終案について担当よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

公園緑地課課長補佐の平出と申します。それでは私の方から信濃美術館と、美術館の改築に併せて整備いたします 城山公園噴水広場について、その概要をご説明いたします。お手元にお配りいたしました、こちらの「新しく生まれ変わる信濃美術館」とタイトルがございますリーフレットをご覧ください。こちらのリーフレットは、昨年6月、美術館の設計者に選定されました 株式会社プランツアソシエイツの宮崎浩氏を中心に 進めて参りました基本設計において、美術館の建築の構成やコンセプトのほか、公園や美術館の外溝といったランドスケープについての基本方針などをまとめたものでございます。

それでは、最初のページをご覧ください。まず整備範囲につきましては、右下の地図の色がついている部分が、東山魁夷館も含めた信濃美術館と城山公園の整備範囲を示してございまして、この区画の広さはおよそ3ヘクタールほどございます。善光寺とは道路を挟んで隣接しているうえ、左側に善光寺本堂がございしますが、本堂から公園入口までの距離は およそ150mと集客面におきましても好立地な場所でございます。

次に信濃美術館のコンセプトですが、「信濃美術館整備基本構想」に掲げました、ランドスケープ・ミュージアム、美術による学びの支援、信州の地域文化の多様性を活かす、世界水準の美術作品の展示と信州美術の紹介、以上4つのコンセプトを踏まえ、県民リレーワークショップなど 県民の皆様との意見交換や、整備委員会、文化庁などとの協議によりまとめ上げたものでございます。

次に見開きのページ左側をご覧ください。新しい信濃美術館と噴水広場の特徴をご説明いたします。上の写真は、善光寺東公園側から見た 敷地全体のイメージを模型で表したものです。手前側が信濃美術館の改築に併せて整備いたします 城山公園噴水広場でございます。その正面奥の左側が東山魁夷館、右側奥が信濃美術館でございます。

まず、美術館の建築の構成からご説明いたします。右側に模式図がございしますが、一番上のプロポーザル時点の建築の考え方では、1つの建物に様々な機能が配置されているイメージ

で基本設計がスタートいたしました。国宝や重要文化財を含む様々な展示活動に対応できる「公開承認施設」であることが求められる一方、県民ワークショップなどを重ねていく中で、県民の皆様からは、様々な目的で自由に利用しながら気軽に美術に親しめるスペースを望む声も多く寄せられました。その結果、模式図の中段にございます水色で示しました、コレクション展示室や企画展示室、収蔵庫などを備えた公開承認施設としての新信濃美術館と、左側緑色で示しました交流スペースや県民ギャラリーなどを備え、チケットなしで誰もが自由に入出りできる、「屋根のある公園」の異なる性質を持つ2つの施設を、一体化して計画されたものが、新しい信濃美術館の建築の構成となっております。表紙の写真にございます、模型写真の手前側公園に張り出している部分が、屋根のある公園と呼ばれる部分でございます。

見開きの右側のページに各階の見取り図がございますが、緑色で示されている範囲が屋根のある公園の部分で、地下には県民ギャラリーと多目的ホール、公園からバリアフリーで繋がる1階には交流スペース、2階にはカフェ、屋上は展望広場となっております。(総合公園としての機能の拡充が見込まれるほか、地域住民の生活の質の向上が期待されるものがあります)また、屋上の展望広場は、左上の写真にございます通り善光寺本堂を真横から望めるビューポイントとしても期待されるところでございます。一方、黄色とグレーで示されている部分が展示室を中心とする美術館の本館部分となります。水色の部分につきましては、ロビーやラウンジの他にミュージアムショップなど施設でございます。なお、こちらの資料には出ておりませんが、建物の規模としては、鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階、延床面積で10,340平方メートルとして計画されております。

次に美術館と併せて整備いたします公園部分についてご説明いたします。リーフレットの最後のページをご覧ください。こちらの図は、新しい美術館と噴水広場の平面図でございます。冒頭でご説明いたしました、「ランドスケープミュージアム」のコンセプトのもと、百年以上の歴史を持つ城山公園噴水広場を美術館と一体的に再整備するものでございます。新しい広場の特徴といたしましては、公園のシンボルであった噴水を、今まで通り公園の中心に配置してシンボル性を強調いたしました。また、公園を南北に貫く緩やかな曲線の遊歩道を配置し、北側のふれあい広場への連続性と奥行き感を演出しております。その他に、図の下側にございます、善光寺と接続する2カ所の交差点の拡張や歩道の美装化、また、電柱、電線の無電柱化などを行い、善光寺との回遊性を向上させ、ランドスケープミュージアムのコンセプトを実現させるものでございます。

最後に整備スケジュールですが、中段下の整備予定スケジュールの表をご覧ください。上から信濃美術館、東山魁夷館、城山公園噴水広場の順にそれぞれのスケジュールを計画してございます。信濃美術館、噴水広場ともに次期善光寺御開帳が開催されます2021年度当初のリニューアルオープンを予定しております。私からのご説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りますが、ご意見等いかが

でしょうか。

○委員　　まず都市計画用途地域の変更を行う根拠を知りたいのですが、要は信濃美術館を建て替えるにあたって、この変更を行わなければ建て替えられないということでしょうか。

○事務局　　信濃美術館につきましては、従前城山公園の地域内に立地をしていたもので、新たなコンセプトに基づいて美術館の建設をするにあたって面積の拡充が計画されておりまして、増床後の面積に合う最低の用途変更をするということで、第二種住居地域の指定ということでございます。

○委員　　ありがとうございます。それから、この図の左上に建物が一つ、中途半端にかかってくるところがあるのですけれども、これはどうしてこういうことになっているのか、用途変更に影響があるのか教えてください。

○議長　　お願いします。4ページの図ですね。

○事務局　　4ページの計画図で赤枠で囲ってある区域、これは公園の計画決定をしたときの区域ガイドラインと同じものになっておりまして、城山公園自体の現在建物が建っているところについては、未整備となっている箇所でございます。

○議長　　他の委員さんいかがでしょうか。

○委員　　新しい美術館ができるわけですが、公園が新しくなって美術館も新しくなるとたくさんの方がお見えになると思いますが、この変更だけで人がいらっしゃる駐車場や接続の道路は問題ないということで、用途地域はこの地域だけ変更すれば良い、例えば駐車場を別に用意するために変更しておく必要はないということでしょうか。

○事務局　　今お話にありましたとおり、城山公園全体につきましては駐車場の不足は現在大きな課題となっております。それから公共交通の関係もでございます。それらにつきましては来年度以降、この4月以降になりますが、公園緑地課に城山公園再整備検討委員会という組織がございます。その中でまた十分ご審議をいただく予定となっております。ただ、現在のところはまだ、具体的にこうしようという計画が出てきておりませんので、今回の都市計画の変更の場面では挙げさせていただいておりませんが、また必要があると判断した場合には、都市計画審議会の方で皆さんにご審議いただきたいと思っております。

○委員　　必要があれば変更していくことは大事だと思うのですが、それが細切れにならないようにはお願いをしたいです。市民の皆さんの混乱を促します。なるべく先の計画まであって、この地域が全体としてどういう風になっていくかというところまで決めた上で、変更するべきだとは思いますが、一方でなるべく変更せずに残したいということもわかりますので、難しいところではありますが、一度の変更の方が望ましいと思います。ちょうど昨日富山県立美術館へ行ってきたのですが、9時の開館で、10時に着いたときにはもう駐車場がいっぱいで1時間以上待ちますと言われたので、夕方に変更して改めて行ったんですけれども、そこは環水公園といって大きな公園に隣接していて、駐車場も周りにたくさん

あるのですが、それでも周囲も渋滞していますし、駐車場も不足している状態でしたので、こちらの美術館とは規模も違うので一概には比較できないと思いますが、住んでいる方の邪魔にならないですとか、善光寺への観光もあるでしょうから、車を置いて周りもゆっくり見ていただけるような形で、駐車場の整備はぜひ考えていただきたいと思います。

○事務局 我々も新しい美術館、また新しい城山公園・噴水広場ができますと、今以上に数多くのお客様にお越しいただけるものと考えておりますので、完全に全部間に合わせることができるのかどうかは難しいかもしれませんが、確かに駐車場問題は大きな課題となっております。この場所だけではなく城山公園全体、善光寺を中心としたエリア全体で駐車場問題に取り組んでいきたいと考えております。

○議長 今課長さんおっしゃられましたけれども、公園内にはだんだんと寿命がきている建物や公共施設もございますので、そういう絡みも含めて、地域の役割を検討委員会で地元も交えてやっていくと、これから出てくると思います。他の委員さんいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、質問や意見が概ね出たようですので、これより議案第1号の採決を行います。本議案には反対意見書の提出がありませんので、挙手による採決を行います。異議ありませんか。では、挙手による採決を行います。本議案に賛成の委員の方は、挙手をお願いします。では、全員賛成と認めましたので、議案第1号は、原案どおり決定することにつきまして異議ないものとしたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして議案第2号 長野市景観計画の改定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 都市政策課の橋本と申します。それでは私から、景観計画の改定に係る説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。1月26日に本審議会においてご審議をいただきましたが、その際にはまだ反映できていなかった景観審議会の意見や一部学生・庁内関係課の意見、そして本審議会でもいただいた意見について、先日事前資料としてお送りいたしました資料2-1と2-2にまとめております。そして、この資料の意見につきましては、3月1日から3月20日までパブリックコメントを実施したのですが、その改定案に反映させた形で、パブリックコメントを実施しているという状況でございます。様々なご意見をいただいておりますので、内容及びその対応案につきまして表によりご説明を申し上げたいと思います。

それでは資料2-1からご覧ください。2の意見等の募集期間、3の募集方法につきましてはご覧のとおりでございます。裏面をご覧ください。これらの意見聴取先からいただいた数は合計で285件でございます。このうち改定案の内容に直接関係するものが83件で、修正・追加するとさせていただいたものをAとして、こちらが36件でございます。反映しないとさせていただいたものをB、C、Dに区分して、47件でございます。この83件のいただいたご意見が、その章に該当するかをお示ししたものがその下の表になります。その意見の詳細に

については資料2-2のA3版にまとめてあります。先程もご案内しましたが、事前にお送りさせていただいた資料に不備がございましたので、大変申し訳ありませんが、差し替えということでお手元にお配りさせていただきました資料に基づいて、ご説明をさせていただきたいと思っております。それでは資料2-2をご覧ください。表の見方ですが、景観計画の改定案のページになっておりまして、左から「意見をいただいた団体」「該当する改定案のページ」「いただいたご意見の概要」「それに対する対応案」、一番右が「対応状況」となっております。主に肯定のご意見の中には似通ったものもございますので、47件に集約しております。全てご説明するとお時間が掛かってしまうため、主だったものについてご説明を申し上げたいと思っております。それでは資料2-2の1ページ目、No.2の意見でございますが、素案2ページの長野市が守り育てていく景観のうち、都市景観や住環境については、具体性に乏しいとのご指摘があり、太字のとおり記載を追加・変更させていただいております。次に同じページのNo.6と7につきましても、補足する文言を加えたり、言い換えさせていただきました。No.8から次ページのNo.10につきましても、改定案4ページの「恩恵のスパイラル図」がわかりにくいというご意見で、それらの意見を反映して中央の四角から矢印を削除したり、文言にメリハリを加えるなどしております。意見No.11につきましても、同じくスパイラル図の言葉が長すぎるとのご意見でしたが、これにつきましては説明する上で重要なキーワードであると考え、現状のままという形にしております。次に3ページをご覧ください。No.18につきましては、本審議会でもいただいたご意見で、No.19と共に、追加した方が良い催事として善光寺の祇園祭、川中島祭りなどを追加して反映させていただいております。No.21も前回この審議会でもいただいたご意見で、ご指摘のとおり修正させていただきました。一般社団法人もしくは一般財団法人、又はNPO法人に修正させていただいております。No.22と24も、特色ある景観形成を特に推進する地区に関する記載につきましても、ご意見どおり文言を追加・修正させていただいております。次に4ページをご覧ください。No.25も前回の審議会の折にいただいたご意見で、公共施設の整備にユニバーサルデザインを考慮する旨を追加させていただきました。No.29と30は共に、景観形成基準に抽象的な表現が多いので、具体的に数値などで規制してはどうかとのご意見ですが、そうしますと建築物の外観が画一的なものとなってしまいまして、地域の特徴を活かしたいという景観形成基準の柔軟性が失われてしまうことから、意見は反映しないことといたしております。次にNo.31は、ご指摘のとおり用語をわかりやすくするために、長野市緑を豊かにする条例について、記載して反映することとしております。5ページをご覧ください。No.33と34につきましては、太陽光発電パネルについて前回ご意見をいただきました。まさにいただいたご意見のような懸念があるため、今回景観法に基づく届け出に太陽光発電施設を追加し、景観形成基準に太陽光発電パネルについての項目を追加したということでございます。他の法令と連携し、景観形成基準の適切な運用により関与していきたいと考えております。次に6ページをご覧ください。No.39と40は、空き家対策を関連事業に追加してはどうかというご意見です。これにつ

きましては担当課と調整しまして、No.41に担当課からの意見が掲載してございますが、その意見欄の記載のとおり追加するものでございます。7ページをご覧ください。No.47は主旨のとおり、緑のネットワークの推進ですとか緑化重点地区について追記をしているものでございます。以上、要点のみということになりますが、景観審議会や学生の皆さん、都市計画審議会などで様々なご意見をいただいた中で、この意見を反映させた上で、先ほどお話させていただきまして3月20日までパブリックコメントを実施しているような状況でございます。

それでは次にパブリックコメントでいただきましたご意見について説明をさせていただきたいと思っております。資料2-3をご覧ください。A4の横版の用紙でございます。募集期間等記載させていただいておりますが、4 募集結果という部分がございます。ご覧のとおり7人の方から7件の意見をいただきました。下の左側の表をご覧ください。対応方針とさせていただいた内訳の件数をお示ししてございます。いただいたご意見のとおり改定案を修正させていただくものが1件。ご意見の内容がすでに盛り込まれているものが1件。改定案の修正は行わないものの、今後検討していきたいというものが4件。改定案には反映しないとさせていただいたものが1件でございます。右側にどのような意見だったかをお示ししてあります。それではそれぞれのご意見について説明をさせていただきます。資料2-4になります。A3版をご覧ください。ご意見の内容とその対応についてご説明いたします。いただいたご意見は、原文のまま記載をしております。まずNo.1ですが、ご意見を要約しますと、景観形成を特に推進する地区として、大門南交差点から昭和通り交差点と中央通り一帯を含めてもらいたいというご希望でございます。これに対する市の考え方といたしましては、現在箱清水から大門町南交差点周辺地区を景観を特に推進する地区として指定しておりますが、ご意見を参考に、また地区の皆さんとも相談しながら地域の拡大を検討してまいりたいと考えております。ただ、今回のご意見の中にございます建築物等に対する制限につきましては、景観地区という制度がございます。地域や住民の皆さんと十分な合意形成が必要になりますので、これにつきましては今後の検討課題としてまいりたいと考えております。次にNo.2でございますが、景観形成基準の中で、敷地内や接道部での主に緑化に関するご意見で、建築物と工作物のうちの電気供給・通信施設には緑化に関する記載がありますが、工作物の太陽光発電施設にも設けたほうがいいのではないかとご意見でございます。これにつきましては、ご意見のとおり太陽光発電施設も緑化の基準が必要と考え、修正・追加していきたいと考えております。2ページをご覧ください。No.3でございますが、こちらも太陽光発電施設設置に対する規制あるいは植栽に関するご意見となりますが、まさにこうしたご意見があった中で、今回改定を行おうとしているものでございます。ですのでBの含まれているという対応でございます。次のNo.4でございます。改定案に「景観賞めぐり」や「ながの百景」を活用していくといった記載がされているが、具体的な手段に関する記載がないというご意見でございます。こちらにつきましては、更に市民の皆様にも景観に関心を持っていただき、もっとこれらを活かしていけるよう、景観審議会の皆様とも協議させていただきたいと思いま

すので、参考意見ということで対応させていただきたいと考えております。No.5でございますが、建築等の行為についてもっと幅広く協力要請等を市で行ってほしいとの意見でございます。景観形成基準でお示ししております、行為別・地域別の基準について、大規模な行為については従来の届出制に加え、新たに事前協議を導入し、良好な景観形成を誘導してまいりますし、そうでないものは改めてこの基準に準拠してもらうよう啓発を図っていこうと思っておりますので、参考意見という形で対応させていただきたいと考えております。次のNo.6ですが、今回新たに導入する事前協議制度に対し、協議の届出を着手の90日前とするのではなく、建築確認申請と同時期にしてもらいたいというようなご意見でございます。建築確認につきましては、許可を受けようとする35日前に申請を出すというものでございますが、今回の事前協議制度は事業者の皆様と共に周囲の景観にマッチした外観にさせていただくように、大規模な建築行為等の構想や計画が固まるであろう時期や協議の時間などを考慮して、着工の90日前としたものでございます。必要な書類につきましては、基本計画図等、ある程度外観がわかる資料で構わないと考えておりますので、ご理解をいただきたいというものでございます。次に3ページをご覧ください。No.7ですが、マンション等が乱立していると述べられておまして、今のうちに何とか規制をしていった方がいいのではないかとご意見でございます。中心市街地の居住につきましては、賑わいや活力の持続に繋がるもので必要であると考えておりますが、一方では高層マンションなどは景観に影響を与える可能性が高いということもありますので、事前協議制度などを活用し、適切な景観誘導を図っていくというものであります。参考意見とさせていただくものでございます。パブリックコメントでいただいたご意見とそれに関する対応につきまして、説明は以上でございます。都市計画審議会の皆様には、ご意見をいただき、最終的には景観審議会において審議の上、最終答申としてまとめしていくという形になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは委員の皆さん、ご意見・ご質問等ございましたら挙手をして発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 市民の皆さんからのパブコメの部分で、太陽光発電のパネルについての規制が効果が上がるような形で、景観に配慮しながら、緑化を進めながら、という意見がある中で、No.2の建築物及び工作物共通の基準を明確になるように景観形成基準の行為の種別事項を修正をするという主旨ですが、こういう修正をすることによって、例えば太陽光発電システムを新たに設置しようとする場合に周りを多少緑化をして黒いパネルがすぐ目に入らないような形にするという実効性は担保されますか。

○事務局 今いただいたご意見、そのとおりだと思います。私共といたしましては、前回ご説明いたしましたけれども、事前協議制度を取り入れていきたいと思っております。この事前協議制度につきましては、太陽光発電パネルについては緩やかにしようと思っておりますが、通常であれば工作物につきましても着工の90日前に市に届け出をいただきまして、事業者と市で、こういった場所についてはこういう景観が望ましいといった協議をさせてい

ただくと、第三者機関も含めて必要な場合については行っていきたいと考えております。ですので、その中で景観誘導をはかっていくという風に考えています。一応500平米以上と規制がございましたけれども、90日前は早すぎるといったご意見もございますので、緩和させていただいて、例えば1,000平米を基準とさせていただくとか、いずれとしましても、事前に届け出をいただく中で、この場所であったらこういった植栽がほしいとか、もう少し道路後退していただけないとか、景観誘導をはかってまいりたいと考えております。

○委員 つまり事前協議制度を活用しながら、行政指導、より良い景観を誘導していくために、行政と届け出をした事業者の皆さんとの事前の協議の中でなるべく今回パブコメで寄せられたような意見に応じていきたいということですよね。行政指導という言葉が正しいのかわかりませんが、事前協議制度を活用しながら行政からしっかりとアプローチをして景観及び緑の保全に努めるよう頑張るという理解でよろしいですか。強制力はないけれども行政としては進めたいというのが、景観計画の中でのポイントでしょうか。

○事務局 そのとおりです。景観計画は強制力が弱いところがございます。今回追加する部分につきましては、例えば道路隣接地から後退し、まちなみの連続性にも配慮し、ゆとりを持たせる沿道空間を確保するように努めることですか、圧迫感を軽減するように努めることですか、確かに少し強制力のない表現なのですが、事前協議制度を活用する中で事業者の方をお願いをしていきたいと考えておりますので、強制力は弱いですがお願いしていきたいと思っております。

○議長 それだけの強制力を持つには市民の皆さんに幅広く納得していただける共通の景観に対する色や形や物が必要になってくので、市としてもやりにくいから調整しながらやっていって、次の段階へ進むのかなと思っております。他の方でご質問ありましたらどうぞ。

○委員 7番のところでは高層住宅、マンションということで回答があります。景観計画で周囲の環境に配慮を求めるなど適切な景観誘導を行ってまいりますということですが、具体的にはどのようなことですか。

○事務局 特に高層マンション等につきましては、高さ13mは当然超えますので、大規模行為ということで事前協議制度、また届出制度の対象となります。大規模行為の中で、一つは色をマンセル値で規制しているということがございます。赤系ですとか色の系統で、例えば4や5以下というような形で、もし前回の資料をお持ちでしたら33ページになりますが、色の規制、また今回の景観計画の中では特に善光寺周辺につきましては風致で15mですとかに規制されている部分、大門の景観計画推進地区ということで地元で規制していく部分、他には景観計画で高さを15mまでと定めている部分もございます。ですから周辺に圧迫感を与えないという定性的な部分と、色などに関しては定量的な規制をしているというようなことになっております。

○委員 ありがとうございます。長野市の善光寺を中心とした観光資源は長野駅か

ら善光寺までのルートが、俗に言えば善光寺参道ですよね、そういった意味で考えると色塗りのエリアは、全体を俯瞰して見たときにあまりにもピンポイントにすぎるのではないかと。そうすると南の方で様々な計画をしているところがどうのこうのという話になってしまうのであまり強くは言えませんが、色だけではなく意匠も含めて市としてこうというのがあった方がいいのではと思います。そこらへんについてはどうですか。

○事務局　私個人的にはおっしゃるとおりだと思うのですが、一つは前回の資料の28ページになるのですが、道路につきましては景観重要道路という形で、中央通り、駅から善光寺までを指定させていただいて、今回景観計画の中で位置付けております。ただそれに合わせて周辺の景観につきましても、先程パブコメのNo.1にございました昭和通りの新田町交差点から大門南の交差点までは、地元の方々に景観のガイドラインを作って景観協定をやっているのですが、なかなか全員の皆様の容認はいただけないとのご意見を伺っております。そのような中で、どちらかという住んでいる方が中心となっている部分があると思いますが、やはり善光寺の表参道としてふさわしい景観について、私共も地域の皆様と一緒に考えていかなければいけないと思っております。ただ1点、長野の一番の中心地、商業地域でございますので、逆にそういう部分もあって高さ規制ですとかが難しいこともあると思っておりますので、その面と善光寺の表参道を両立させるような形で考えていかなければいけないと思っております。

○委員　若干関係もあるのですが、県道から市道になって、長野はマンションが増えてきて、景観も含めてどうしていくかと。上の方は瓦屋根だとかで景観を作ってきています。景観の中に空き地ばかりが増えてきて、それが本当に景観にいいと言われることも、ある程度増えてきています。現実的には人が増えているように見えるけれども、実際は空き地がどんどん増えていって景観が悪くなっているのではないかとということもあります。東急の駐車場のあたりもどうしてこんなに空いているのか、一番メインのところ、と言われてしまったこともあります。景観の周辺への配慮をということも言うておられますけれども、その辺はどのようにして整合性を持たせようとしているのか教えていただければと思います。

○事務局　難しい問題でして、一つは民間の方の経済活動で駄目で、建物を壊して駐車場を、ということもありますので、駐車場に対して景観計画で位置付けるというのはなかなか難しいと思っております。空き家につきましては、この前も関連事業ということで追加させていただいたこともあります。空き地については難しいのですが、そこに何らかのものができるときには周囲の景観を考えていただく中で作っていただいて、景観計画には大規模行為等位置付けさせて届出制度等もやっていますので、やるのときに対応するしかないのかなと今の景観計画の中では土地に対して対応するのは難しいと考えております。

○委員　一番難しい部分だと思いますので、回答もなかなか難しいと思っておりますけど、そうは言いましても松本は城下町とすると壁の白い土蔵の街づくりですとか、街並みづくりのいろんなものが出来てきています。そうしたときに長野市を下から見るとお寺さんも道沿

いにあるわけです。そういうものも善光寺に繋がる部分の中でうまく表に出してくるとか、そういうことによって景観も変わってくると思います。せつかく門前町という言い方をしているので、そういう部分の事例も見ながら景観に配慮するようなものをもう少し出してくると思います。それとコンビニ関係もそういうものだと思います。確かにコンビニのコンセプトもいろんなものがあると思いますが、ある程度メーカーの皆さんとそういうことをしていくというのは、点かもしれませんが、点が面になっていくというのが広がりの部分で出てくると思うので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

○事務局　　大門町南につきましては景観計画推進地区ということで、皆さんがある程度協定の中で、見た目について協定を結んでいるということがありますので、あの地域はそのような形でご協力をいただいているのですが、そういう地区を下の部分にも増やしていきたいということで、そのためには私達もいろんな協力をしますが、地元の方がまずは中心になって考えていただければと思う部分も正直ありますので、先程の繰り返しになりますが、パブコメの1番で、一生懸命やられてる方もいらっしゃいますので、そのような方といろんなお話をしたり協力をしながらやっていければいいと思っております。建物はコンビニの色もローソンは茶色のところもございますので、ああいう形でコンビニもそういう対応をしていただけるのかなと思っております。私共もそういう研究をしていきたいと思っております。

○事務局　　若干の補足でございますけど、4月1日から中央通り、駅から善光寺まで市道化されるということで、我々も新田町から南については地元の皆さんとの話し合いに入りたいと、どんな整備手法がいいのかということもやろうとしています。その中でぜひお店のファサードや道路の景観も含めて、話し合う機会を設けていきたいと思っておりますので、委員さんがおっしゃられた意見も含めて、まずは地域の皆さんと話し合っ、進めていきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○委員　　それともう1点、駅前に新しいお店が完全に出来上がってますよね。よし、と思って来る方はそれだけのコンセプトを持ってどんどん作り始めています。なのでいかに早くそういうものを皆さんと共有しておかないと、全く違うものが出来上がってそれを直しましょうということとはなかなか難しいと思うんですよね。だから少し早い時期に全体の構想案を早く出して、情報発信をしていくことは大事だと思います。今までのお店と違った形もいいと思いますが、その辺はいかがですか。

○事務局　　今回新しく出来たお店については、基本的には大規模行為に該当しませんので、市役所にこういう形で、という届出はない中で作られたという風に理解しております。部長からも申しあげましたように、中央大通り全体で道路の使い勝手や周りの景観も含めて、どのような形でやっていくかというのを、ちょうど市道になった機会でもございますので、地元の方といろいろと研究をしていきたいと思っております。

○議長　　他の委員さんどなたかご意見、ご質問等ございますか。

○議長 それでは、質問や意見が概ね出たようですので、これより議案第2号の採決を行います。本議案には反対意見書の提出がありませんので、挙手による採決を行います。異議ありませんか。では、挙手による採決を行います。本議案に賛成の委員の方は、挙手をお願いします。では、全員賛成と認めましたので、議案第2号は、原案どおり決定することにつきまして異議ないものとしたします。ありがとうございました。では、以上で議事を全て終了ということにさせていただきます。議長は退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉会

○司会 ありがとうございました。それでは、4 その他として、事務局から連絡がございます。ご承知のとおり、委員各位の任期は今月末までとなっております。それぞれ就任の期間に長短はございますが、本市の都市計画に大所高所からご意見等を賜り、厚く御礼申し上げます。なお、新委員さんに際しての手続きにつきましては、所属団体や市議会からご推薦を受けておられる委員の皆様、関係行政機関の皆様には、事務局の方で進めさせていただき、学識経験の皆様には、改めてご連絡を申し上げますので、よろしくお願いいたします。もう1点、新年度の予定について、お知らせをいたします。今のところ、5月下旬に第70回の審議会を開催したいと考えております。準備が整い次第、新委員の皆様を開催についてのご通知を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 委員の皆様には、本日は、大変お忙しい中ご出席をいただき、また、熱心にご審議をいただきましてありがとうございました。今ほどご案内いたしましたが、本日が、現委員の皆さんによる最後の審議会となりました。今まで、それぞれのお立場で、本市の都市計画にご尽力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。今後とも、専門的見地からご意見・ご助言を賜りますようお願い申し上げます。年度末を迎え、何かと気忙しい時節ではございますが、委員の皆さまには体調を崩されないようご留意いただき、ますますご活躍されますようご祈念申し上げます。それでは、以上をもちまして、第69回長野市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。